

## 岡山県エコ製品表示マークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 岡山県エコ製品であることをに表示するマーク（以下「表示マーク」という。）の使用に関することは、岡山県エコ製品の認定及び利用の推進に関する要綱第6条に規定するほか、この要領に定めるものとする。

(表示マークの使用者)

第2条 表示マークを第4条及び第5条に定める方法で使用することができる者は、岡山県エコ製品の認定を受けた事業者、当該製品のブランドに係る使用权を有する者、及び当該製品の販売を行う事業者とする。

(表示マークの規格等)

第3条 表示マークは、別図のとおりとする。

2 表示マークを使用する場合は、これを変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）し、他の図形若しくは文字を同時に使用し、又は色あいを変更（白黒で使用する場合を除く。）してはならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(表示マークの使用方法)

第4条 表示マークを使用する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。

- 一 製品そのものへの使用
- 二 製品の包装への使用
- 三 製品のパンフレット及びカタログへの使用

2 前項各号に定める方法以外の方法で表示マークを使用する場合は、事前に知事の承諾を得るものとする。

(製品の原材料等の表示)

第5条 第3条第2項の規定にかかわらず、表示マークを使用する場合は、次に掲げる事項を併せて表示するよう努めるものとする。

- 一 製品に使用されている循環資源の種類
- 二 製品全体又は当該製品の特定の部位に使用されている前号の循環資源の使用割合
- 三 製品の製造、流通、使用、廃棄の各段階において環境に配慮している事項
- 四 製品に使用されている化学物質等の成分表示

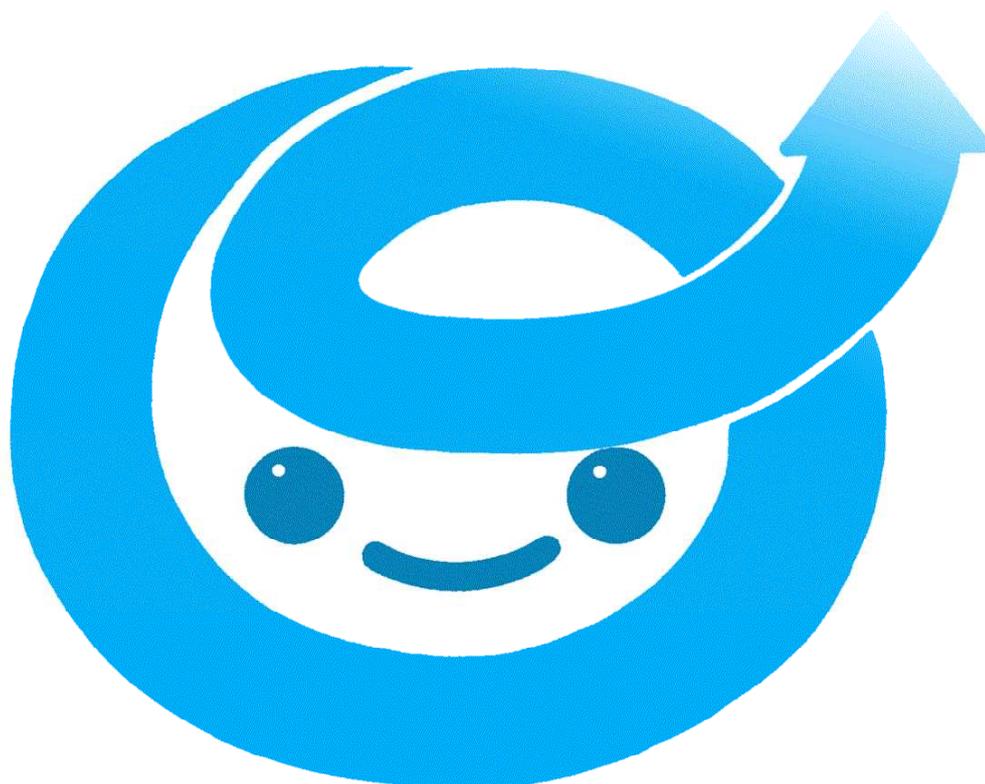
(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、岡山県エコ製品に表示するマークの使用に関し必要な事項は、知事が定めるところによるものとする。

附 則 この要領は、平成15年3月1日より施行する。

別図

[岡山県エコ製品表示マーク]



岡山県エコ製品